

平成29年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成29年10月25日（水）午後1時30分開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第60号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第61号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一

巢南庁舎
管理部長

松野英泰

会計管理者

平塚直樹

教育次長

山本康義

監査委員
局長

高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長

広瀬照泰

書記

宇野伸二

書記

熊崎響

開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） それでは皆さんこんにちは。

これより平成29年第 1 回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号 6 番 杉原克巳君と 7 番 若園正博君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日だけの 1 日間にしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの 1 日間に決定をいたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず 2 件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして 2 件報告します。

1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成29年 8 月分が実施されました。いずれも現金・預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2 件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

10月11日に同組合の平成29年第 2 回定例会が開催されました。会議に先立ち、岐阜市議会議長が交代されたことにより議長選挙が行われ、指名推選により岐阜市議会の須田眞組合議員が議長に当選されました。

管理者より提出された議案は、平成28年度決算の認定を求めるもの1件で、決算の概要は、収入済額1億687万7,124円、支出済額1億188万3,722円、歳入歳出差し引き残額499万3,402円で原案のとおり認定されました。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告しました2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

10月21日に朝日大学で開催しました第7回意見交換会について、森治久君から報告を願います。

8番 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番、意見交換会部会部会長の森治久でございます。議長より御指名をいただきましたので、第7回意見交換会について代表して御報告をさせていただきます。

意見交換会部会は、平成28年12月に設置された議会基本条例推進特別委員会のもと調査機関として平成29年6月に設置され、議会基本条例第5条第7項に規定する意見交換会を本年度開催するに当たり、具体的な運営方法等の協議または調整を行うため7人の議員で構成されております。

意見交換会部会では、これまでの議会報告並びに意見交換会と趣向を変え、若い世代の考え方や意見を聞く必要があるとの意見があったことにより、今回朝日大学の学生との意見交換会を新たに開催することになりました。

第7回意見交換会は、10月21日の土曜日に朝日大学にて大学の御協力のもと、学生43名、議員17名の合計60名で開催いたしました。倉知副学長から御挨拶をいただき、ファシリテーターの高梨講師進行のもと、5つのグループに分かれてワークショップを行いました。ワークショップの前には、グループごとに「修学旅行の行き先と思い出」のタイトルでアイスブレイクを行い、学生と打ち解けることができました。テーマは、Aグループ「暮らしを支える」、Bグループ「暮らしの安全」、Cグループ「豊かな暮らし」、Dグループ「楽しい暮らし」、Eグループ「つながる暮らし」でした。私たちは各グループに3人から4人程度に分かれ、それぞれのテーマについて朝日大学の学生と議論を交わしました。ワークショップは1時間程度の時間でしたが、テーマに対し学生も議員も大変多くの意見を出すことができ、中には熱い意見もあり大変参考になる有意義な時間となりました。その後グループごとにワークショップでの意見をまとめ、学生がグループを代表し発表を行いました。テーマに沿ったグループごとで話し合われた内容が発表され、中には若者ならではの発想や若い視点からの考え方などがあり、今後の私たちの議会活動に大変参考になるものでございました。

今後は意見交換会部会で反省点などを話し合い、第7回意見交換会の内容をよく検証して今

後の活動に生かしていきたいと考えております。

最後に、今回は朝日大学の御厚意により意見交換会が開催でき、多くの学生並びに教員の方々に大変お世話になりましたことを感謝申し上げます、御報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、行政報告をさせていただきます。

平成29年第2回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてを報告します。

平成29年第2回組合議会定例会は、昨日10月24日午前10時から巢南庁舎3-2会議室において開催され、管理者として出席しましたのでその状況について報告いたします。

行政報告1件と議案2件であります。そして、認定、可決されました。

まず、報告第1号平成28年度瑞穂市・神戸町水道組合会計資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、資金不足比率について、組合会計の平成28年度決算に基づいて算定した結果、資金不足額が発生していないことを、監査委員の意見を添えて報告しました。

次に、議案第3号平成28年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成28年度の事業実績は、給水人口が604人、年間配水量は7万227立方メートルとなりました。基金は、瑞穂市・神戸町水道組合基金会計として、総額は昨年度と同額の5,039万8,000円となりました。歳入は、負担金186万4,000円、水道使用料594万2,000円、そのほかで歳入総額は1,224万5,000円となりました。歳出は、総務管理費335万円、公債費355万8,000円、その他で歳出総額は701万8,000円となりました。

以上について、地方自治法の規定により監査委員の意見を添えて議会の認定に付し、質疑、討論なく認定されました。

次に、議案第4号平成29年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第1号）についてであります。

平成28年度決算額の確定に伴い、歳入予算を組み替えるものであり、前年度繰越金を472万6,000円増額し、基金繰入金を同額減額するものであります。質疑、討論なく可決されました。

以上、3件について、行政報告をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議案第60号及び日程第6 議案第61号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第60号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第61号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 本日は、平成29年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、御礼申し上げます。

今回上程します議案は、条例の改正に関する案件1件と補正予算に関する案件1件の合計2件であります。

それでは順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、議案第60号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

市が発注する工事、委託、製造の請負等であって、識見を有する者を委員に加えるものについてプロポーザル審査委員会を設置するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第61号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正は、歳出において（仮称）中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託のプロポーザル審査委員報酬7万2,000円を計上し、その財源として、歳入において財政調整基金からの繰入金と同額増額補正するものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万2,000円を追加し、総額174億4,828万5,000円とするものであります。

以上、2件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後2時04分

再開 午後3時17分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第60号及び議案第61号を、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はござ

いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第60号及び議案第61号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第60号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第60号の瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、質疑をしたいというふうに思います。

まず最初に、今回臨時会を10月25日に行うということでございますけれども、この自治法の101の1条に書いてある内容を読みますと、招集の件でございますけれども、7日前に告示と申しますか、告示をしないかんわけですけれども、それができなかった理由についてまずお尋ねします。

以下については自席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まずもってプロポーザル方式でこうした業者を選考するという事案につきましては、本格的に進めてきているのがここ一、二年ということで、よろしくお願ひしたいと思います。また、その進め方についても、それぞれ要綱等を定めていたり、また基準を定めて進めてきたところでございます。9月の議会のほうでは、大月の多目的広場については公募型プロポーザル方式で実施しますよということで説明をさせていただいたところでございます。

そうした中で、どのように進めていくか、今までの方法でやるかどうかも含めて担当課、それからこれは全体的に契約等も含めておりますので協議を進めていたところでございますけれども、やはり根拠をきちっとしていくということが必要だろうと、他市町の条例等を眺めてもそんな状況でございました。そうした中で、いろんな協議の出てくるのが私のほうへ来るのが遅かったということで、十分時間がとれなかったことは本当に申しわけないと思っております。

協議、いろんな考え方がございまして、いろんな議論を内部で進めてきたところでございますが、いざ進めようと思ったときには、やはり今となつては条例化をして根拠をしっかりと、きちっと報酬で支払うというのが基本だと思います。こうした大きな事業を進めるに当たって、そうした手順をしっかりと踏みたいということで進めたいと思います。どうしてもっと日にち

がなかったかということは、私どもへのそうした打診がちょっとおくれたということ御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 市に至っては、町村と違って市は7日という日にちを決めておるわけですけども、これで臨時会を開いてやってもいいんじゃないかというふうに思うわけですね。今回はどうも緊急を要する場合というような格好の条文を適用されてやっているんですね、101条の第7項で。招集は開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでないという、ここを適用されて執行部はこの議案を提案されているというふうに思いますけれども、私はこの緊急を要する場合の条文といたしますか、そこを見ていると、この臨時会を開くといいますが、招集する権者というのは首長ですよ。招集権者の裁量に任されているといいますが、市長さんにお尋ねしますが、この緊急を要する場合で招集をされてきておるんですが、ちょっとそこら辺の考え方、まず市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○17番（松野藤四郎君） 招集権をしたのは市長やで、市長に聞いておるんですよ。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 正直申しまして、その7日前というと18日の段階ですね。そこでは正直専決でもいいんじゃないかなと思っていたことは事実でございます。ただし、この中身として人件費の絡み、それと同時にこれを見られた場合に監査のほうはどのように思われるか、そういったことも考えた場合に、やはりお金の多寡にかかわらず、これはとにかくお話をしなければいけない。その時点で時間的にそれじゃあということではどんだけ日にちがあるかというところで、緊急ということを選ばせていただいたんですが、やはりお金にかかわること、それと同時にこれから先々の進捗を考えていった場合に、非常に大切なちょうどそのポイントのところにあるんじゃないかなと解釈させていただきました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今までの執行部の答弁を聞いていますと、緊急を適用して臨時会という中での話は契約の問題とかいうこともありましたが、私は簡単に思いますと緊急の場合を適用して臨時会を開くというのは、例えば災害があったときにこれどうするんだと、予算を伴うと、こういうものは緊急だと思うんですね。今回はこれ全く当てはまらないというふうに思いますが、もう一度答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 臨時会といえども、やはり契約等であればこうした議会を開かせても
らいますよとか、いろんなことをお願いするわけでございます。今の水害の関係とか、人命に
かかわるようなことであれば、それこそこの条文でということが本来の姿だと思っております。
ですので、決してこの条文があるからということではなくて、やっぱり皆さんに少しでも御理解
をしていただいて、事業を着実に進めていきたいということをお願いをしたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この9月の補正のときに執行部から、（仮称）大月公園の話ですが、
これをプロポーザルでやるという説明が執行部から出されております。その附属機関の設置が
必要であればそのときに議会になぜ条例を出さなかったのか。ちょっと執行部の見解をお願
いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今までは、先ほども申しましたように要綱等をそれぞれ事業の中で
進めてきてやってまいりました。ですので、プロポーザルを今後大月についてもどのようにやる
かということがまだまだ十分煮詰まっていなかった中で、事務的に進めてきた中でこうしたも
のが出てきましたので、そのあたりは進捗の状況に応じてということで、本来であれば本当に
もう少し早くきちっと考慮した上で提案するのが本来だと思いますが、今後とも十分な余裕
を持って進めていきたいと思えますので、今後ともよろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） プロポーザル方式は最近取り入れたという話をされておりますけれ
ども、私の記憶によりますと巢南庁舎の南の下水道のところに、浄化槽のところに公園か何か
つくったんですね。あのときもプロポーザルですよ。もう10年ぐらい前ですよ。確認してみま
すけど。どうですか、執行部。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまのアクアパーク巢南の隣における西部複合センターの南側
の公園のお話かと思えますけれども、当時私も担当させていただいておりましたので、あの
ときは処理場の近くであるということと、西部複合センターの前を、私有地であった部分もあ
りますので、それを買収して公園化しようというときの事業でございます。そのときはプロポー
ザル方式というような規則もございませんでしたので、いわゆる提案型のプロポーザルとい
うのではなく、どちらかというとコンペ、提案、こういった公園にしたらどうやというような
設計をもとに選定業者を決めてきたということございまして、その時点では今のようなプロ
ポーザル方式というのはまだ取り入れてなかったというふうに記憶をしております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 大月公園については、市民からの要望あるいは地域からの要望ということで理解はしておるわけですが、要は執行部の中で今回のこの議案に対して、よく検討されているか、話し合いをされているのか、各部長さん等を集めてそういう話をしっかりされた上でのこの提案になっておるのか、ちょっと確認します。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 6月、9月の議会を通じまして、こうしたものについては要綱等でおるんだけど、根拠をしっかりとする必要があるだろうということで、以前からこうしたものは要綱から条例化をするという基本がございます。そうした中で、これについても契約等の審査会とかいろいろ含めて、企画とか教育委員会とか担当する部署が中心になっていろんな協議をしております。

最終的には確かに十分に部長さん方がこのプロポーザル等を十分に熟知してみえるかどうかということは多少疑問は残りますし、プロポーザルそのものについてもやはりどのように進めるかというのはいろんな考え方がございますし、やり方がございます。基準一つとってもいろんな問題があるかと思っておりますので、まだまだ手探り状態であることは事実でございますが、基本的には報酬を支払うということを基本的にきちっと条例化するというのは今の流れであると思っておりますので、十二分にもしかしたら部長さん方が認識をしていないという情報があるかと思っておりますが、そのあたりは一応部長会議はかけてあるというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 先ほどの全協の中で御答弁がございましたが、決裁を回しておるときに各部署からいろいろ意見があったということを言われておりますが、どういった意見があったのか。

○議長（藤橋礼治君） 副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まず、こうしたプロポーザルの際に報酬を支払う支払わないという意見がございますし、要綱をもってやればいいのかと、それからそうしたものに外部の者がいらなくても内部でやればいいのかと。今回の大月については、特にもしそうした根拠がしっかりしておらんんなら、もっと審議をしておくらせてもいいだろうという案もございました。もろもろありましたけれども、やはり条例化できるものは条例化、最終的には他の市町もこうしたプロポーザルについては条例化が、もう既にかなり先進市では進んでおることから最終の判断をさせていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 設置の条例については松野貴志議員からも全協の中でお話がございましたけれども、瑞穂市の条例と愛知県のK市の条例をちょっと見比べましたけれども、愛知県については、その条例については1条、2条、3条あるだけです。この瑞穂市は十何条もあるわけだよね。要は愛知県のK市は3条ですけども3条の中で、以下についての細かい話は規則がつくってあるということですよ。ですから、うちのこの条例に対して、附属機関の設置条例に対して、これについてはプロポーザル方式になるんですけども、これの規則というのはできるんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今回の附属機関の設置条例の一部改正に伴って、今まで各課で行っておりましたプロポーザルの要綱というものを格上げして規則を定めるという計画でおります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この規則はいつ、この条例が可決されてすぐつくられるんですか。いつですか。例えば自転車の駐車場関係のですと、ああいうところでもみんな、うちのこの附属機関の条例はちょっと調べたところ二十七、八の機関があるわけですけど、全て規則がつくってあるわけです。ですから今回も早期につくる必要があるというふうに思いますが、どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問は、このプロポーザル方式の業者選定実施規則というものを、この議決をいただければ25日付で告示をしていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 何度も聞きますけれども、この大月公園の必要性はよくわかります。けれども、この公園の例えば完成時期、平成何年の何月というお尻は決まっておるわけですね。そこをある程度調整してやれば、臨時会を開く必要はないと思うんですね。この臨時会を開く必要性、何かあるんですか、ほかに。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 特にどうしてもということはないわけでございますけれども、やはり大月の運動公園というものは今まで幾つかの審議を、今の言葉の中でちょっとその言葉尻をとっていただくとあれですけども、やはり多くの要望がある中で一つ一つ進めていくと。今でも既に少し全体的にはおくれぎみではないかと思っております。やっぱり皆さんの意見を十二分に聞いて、十二分に聞く機会をつくって進めていくというのが基本でございますので、やは

り今までのように市が大体構想を立てて、そしてからこうやって進めていくんだという方法から、やっぱり市民の意見を少しでも聞いて少しでもよりよいものをつくっていくというにはそれなりの期間がかかります。今現在でも今年度予算をいただいておりますけれども、全体には少しおくれぎみであろうかと思っておりますので、これをおくらせてまた12月となりますと、とてもじゃないですけども今年の予定というのは難しくなると考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この分の補正の700万は設計の調査の関係ですよ、要は。それ終わってから実施設計から工事に入っていくわけですけども、まだ先のことですよ。まだ。時間があると思うんですよ。私思うのは、この臨時会を開く理由、先ほど特にないと云わしたね。副市長言わしたね。特になければ開く必要はないんじゃないですか。再確認します。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） ちょっとその言葉につきましては修正をしたいと思いますけれども、やっぱりこの事業そのものの大きさというのは、やはり一度、以前にもこの議案については一つ白紙になっておるとい状況がございます。多くの皆さんの地権者が集められてつくられた土地ですし、皆さんの多くの方が期待をしてみえますので、少しでも早くという気持ちで進めておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） あと二、三点聞きますけれども、私の感ずるところでは近々といひますか、近いうちにこういった審査会が開催されるというような感じをするわけですよ。ですからこの臨時会をきょうやったわけですね。私の感じていることは間違っているんですか、ちょっと執行部。よろしくお願ひします。確認をします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） やはりこの審議会を開催する予定でおりますし、もう既に案内を出しておるといのは事実でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと、もう案内は出してあるということですね。いつ開催するんですか。確認します。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） あすの夜開催するということで聞いております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 確認しますが、あすですか。議会の議案に出てきた件について、まだ審議しておるんですよ。可決か否決かまだわからないんですよ。そんな中でできるんですか。議会を軽視するという言葉を使いますけれども、それはおかしいやないですか。考えてみれば。もう一度お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 本来なら、きちっと予算があって開催案内を出すというのが本来だと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 本来ならということはどういうことですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） そのあたりは謝る必要があろうかと思えますけれども、基本的には予算があってきちっと招集をするというのは基本だと思っております。今後とも気をつけたいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 長年議員をやっている中で、そういったいろんなケースが多々あるわけですね。いかにも執行部はそういったところが是正されていないというふうに思います。決裁を回しているうちにも部内でいろいろな意見があったという話もございます。そしてもう案内も出してあると。案内を出してあるということは、この審査会のメンバーは15人以内となっておりますけれども、人数とかお名前というのはわかりますか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） その方についてはこの条例に書いてあるとおりでございますし、識見を有する方等を含めて職員が入っております。私どものほうに入ってきた時点では、お礼でお支払いをすると、附属機関に設置しなくてということではございましたけれども、やはり根拠はしっかりしていく必要があろうかと、そしてからまた今後プロポーザルというのが常時行われていくということで基本的にしっかりと根拠をつけていこうということで、今回をお願いするところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 15名以内ということで、先ほど全協では大学の先生と地元の皆さんと職員やと。これで15名以内でしたら何名になるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） プロポーザル委員会のメンバーでございますが、全部で9名になります。市役所の行政側のほうは6名です。大学の教授、まち、景観のこととか公園についてもたけてみえる方ですね。その方、大学講師が1名。そしてからこれは助教です。それと地元の自治会、自治会のほうから代表ということで出てもらっています。3名が行政以外の方になっています。合わせて全部で9名ということになっています。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 山本次長の説明ですと9名だと、メンバーがね。市が6人、大学が1名で助教が1名、地元が1名ということで9名ということですね。これでこの方たちの名前の公表というのはいくつかできないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 先ほど説明があったと思いますが、プロポーザルに関しまして終わるまで非公開ということになってますので、今役職のところまで御説明させていただいてとどめさせていただきたいと思っておりますので御理解ください。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 愛知県の先ほど紹介しましたK市の条例の中を見てもいいんですが、いろんな協議会があったりいろんな審査会があるんですが、メンバーは出ておるんですね、名前が。ホームページを見れば。なぜできないんですか。なぜ非公開なんですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今回のこのプロポーザルの関係におきましては、私ども教育委員会だけじゃないんですね。全体でございます。教育委員会がたまたま今回新しく動き始めたところにはまったといいますか、動きが入った。当然私どものほうが先に進めておりましたので、それで今回補正を 통해서進めていく、丁寧にやっていくということで皆さんのほうにもお話しさせていただいて、いろいろと御指摘はあると思いますがさらけ出してやっていくということで進めさせていただいております。

ですから、その辺のプロポーザルのとか、附属機関の設置要綱のこととか、プロポーザルの大きなところになりますと私ども教育委員会だけの話ではなくなりますので、ちょっと難しいなというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 公開とか公表というあれですけども、私は参加してくれる業者の

名前を言ってくれという話じゃないんですよ。私はこの審査会のメンバーに入っておる人の名前は公表してもいいんじゃないですかと。よその他市町でもやっておるんですよ。なぜ瑞穂市はできないかという確認をしておるんです。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 委員の名前の公開につきましては、審査中に業者からの接触だとかそういうのがある可能性があるということで、他市町においても非公開で行うというのが原則非公開という意味でございまして、公開にするような案件であればよろしいですけれども、そういった公平性に欠ける点から非公開をするという判断で、瑞穂市の場合もプロポーザル委員のほうは原則名前の公開はしないという方向で今検討しておるところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の時代は、情報公開制度をしないかんということをもう国からでも全部言っておるんですよね、透明性を高めるために。他市町の紹介しましたように公開しておるんですよね、名前を。できないんですか、副市長。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 審査中は非公開で、審査が終わってれば公表でもよろしいかと思えます。そのあたりについても、やはり皆さんがきちっと評価をしていただくということが大原則だと思っていますので、原則私は公表やと思っておりますが、あくまで結果のみというふうを考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後になりますけれども、皆さん、メンバーの方にはもうあす夜、何かやるというような通知が出されておりますけれども、これの通知を出した日にちはいつですか。確認します。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 記憶が確かではないんですが、10月4日ぐらいだったと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今までこうしたプロポーザルで、お金を払わずに無報酬でやっていただいたこともあるようでございますし、やはりきちっと協議をしていただくので払うべきものは払う必要があると、それに対しての法令根拠をしっかりとしていくと、そうした基本が必要だということで、多分当初はお礼のつもりでおったかと思いますが、流れの中でやはりきちっといろんなことを根拠づけしていくということで今回お願いしたところでございますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今は議案60号やでね。お金の話はしておらへんでね。61号ですから、補正のほうです。教育次長の説明ですと、10月4日ごろにもうはや案内は出してあるんやと、こういうことですね。我々議員に対しては市長から招集されたのは10月20日。ましてや臨時会で必要性もないようなこと。この間はようになっておったんですか、そういう話し合いは。確認します。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今までやっておったように開きまして、お礼でということを考えておったと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっとよくわかりませんが、もう一度お願いしますけれども。

○副市長（早瀬俊一君） 今までどのように開いておったかという説明をさせていただいたところでございますが、基本的には要綱をつくりまして、それぞれの業務について要綱をつくり、またその要綱に対して一般の方に入っていたときには無償でやっていただいたりとか、もし払うのであればお礼という格好、報償ですね。今回は報酬でございますけれども、そんな格好でお礼を少し差し上げて進めようかと思っておったところだと思っております。

ですので、そうしたものをきちんと根拠づけをしようということで、今度条例化をさせていただいてまた補正予算を組ませていただくものでございますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この議案についてはいろんな形で皆さん、議員も全協の場でこの緊急性についての話をされております。ほとんどの方もそうだと思うんですけども、この緊急性の必要性というのはいま執行部からお話をされていないというふうに解釈をせざるを得ないというふうに思います。これは本当に行政の責任が大きいということです。汚点ですよ、これね。ここについてどう思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） いろんな事業、特に大きな事業については十分に市民の皆さんに御審議をいただいたり議論いただく機会をつくりがてら事業を進めていく必要があろうかと思っておりますので、それにまだまだ十分私どもの職員がなれていないという中でございまして。今後とも、より十二分に準備を進めて余裕を持って進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお

願いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

今の松野議員の質問及び答弁で、緊急性について再度もう聞きません。私は聞きたいのは、今回の大月のプロポーザルの審査員なんですけれども、今出ている議案の中で識見を有する者を委員に加える、プロポーザルですから特殊な提案等があるわけで、それを判断するのに識見者が要る、当然です。普通はこの識見者は複数入ります。場合によっては全員が識見者です。例えば建築設計の場合に、5人の審査員がいたら全員が設計関係者というぐらいに、そのプロポーザルの内容に本当に識見のある人がその提案に対して判定をするというのが一般的なんですけれども、今回の審査員にこの識見を有する人が、確認です、何人でその識見者はどういう肩書の人か、もう一度お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問ですけれども、識見者、大学の助教授、助教です。それと先ほども言いましたが公園とかまちづくり、景観に関してでお仕事をされている、学問をされているという方でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） ということは、この今回の大月の公園の提案内容について、識見と言える方は1人ということですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 1名ということになります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） やっぱり常識的に考えて1人での判断というのは、全面的にその人の判断によるということが多いんで、やっぱり複数にすべきだったかと思うんですけれども、今後大いにその辺は参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、この公園とか景観に詳しいという助教の人は、ちなみにどこの大学の助教でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの識見を有する者という御質問ですけれども、先ほど次長が申しあげました大学の助教授とそれから連合自治会長、自治会の連合自治会長ですね。それから地元自治会の代表という方で、市民の意見を取り入れるということで、識見ということで

3名をこの今回の大月のプロポーザルの委員としてお願いをするという計画でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居住史君） 公園のプロポーザルの提案の内容について、自治会長というのはどういう意味での識見を有するとお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今回のプロポーザルの審査に当たっては、先ほどの設計を審査する内容ではございませんので、いわゆる市民の合意形成を得るためにどういう手法でそのイメージ図を作成していくかと、大月のイメージ図を作成していくかという業者を選定していくということでございますので、設計内容そのものを審査していただくというものではなく、いわゆる例えば住民説明会だとか、パブリックコメントだとか、どんな内容で合意形成を図られるかというその内容について審査をしていただくという委員でございますので、コンペ方式でないことだけは間違いない、プロポーザルで行っていくため、今回の事業については自治会の代表の方が入っていただくのはふさわしい事業であるということで、識見者として選ばせていただいたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居住史君） 今回は案じゃなくて提案者、事業者を選ぶという部分では大事なことです。であればなおさら自治会長は、事業者が決まって案をつくるときに地元の意見として入っていただいて大いに意見を述べてもらうという形で参加すべき立場の人であって、識見という意味では、こういう公園等をコンセプト、考え方、デザイン力、そういうものを評価する人が識見者になるべきであって、決して自治会長はそういう提案者の力量を判断するために入っていないくのではなくて、あくまでも案を作成するときに入っていればいいんです。ですから、識見というのはあくまでもその専門を有する提案者の力量を判断できる人が識見者になるわけですから、本来ならば専門の有する人が複数入っていただいて正しく力量を判断していただいてほしいなというふうに思うわけですがけれども、私の意見は以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 17番 松野藤四郎でございます。

議案第60号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、反対意見を述べさせていただきます。

この条例案については、先ほど教育次長からも説明がありました。委員の方の通知はもう10月4日にしていると、こういうことを言われております。そして、我々議員に対しては10月20日に市長が招集されております、20日付で。それで25日は議会ということでございます。その間、期間があったにもかかわらず、多分執行部の中ではいろいろお話し合いはされていないというふうに解釈します。そして、議案の中身を見ていますと、何も緊急性というものが浮かんでこない。答弁の内容を聞いても矛盾だらけだというふうに考えております。

したがって、この議案については、公園の必要性は認めますけれども、この議案の提出に当たっての条例改正については反対をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

きょうここに立って賛成討論することになるとは思ってませんでした。議論が1時半に始まって、今3時半ぐらいですかね、4時ですか、非常に長い議論がございました。私、議論をやることは大賛成です。もうそれは大賛成です。けれども、この長時間に及ぶ議論の中身を聞いていますと、私の手持ちの言葉で言えば、病膏盲に入る議論と言わざるを得ませんと私は思います。どういうふうにまとめようかと思って、ちょっとごめんなさい、うまくまとまらなかったら。それで話しますが、なぜ緊急性がないといえないですって、執行部も言いましたよね。なぜ緊急性がないこの議案、議題できょう臨時議会を開いたのでしょうか。どういう理由、事情、流れなんでしょうか。それで逆さまで考えたら、ちょっと私の頭でわかりやすくなった気がします。

私は、キーワードはプロポーザル事業と大月の事業の2つだと解釈いたしました。これは皆様の長時間に及ぶ多種多様な議論から私の頭に浮かび上がってきた2つです。まずどっちが先かということプロポーザルのほうですから、プロポーザルから申し上げますが、プロポーザルというのは過去に何回かやってるはずですよ。ついこの間、公私連携型保育事業もやったばかりですよ。だからこういうふうに、この条例がなくてもやってきたわけですよ。10年ぐらい前ですかね、新しい給食センターの厨房機器のプロポについて非常に疑問があったので、圧倒的な少数派でしたけど私反対したことがあります。それだってそういう条例がなかったときですよ。もちろんつい先日の公私連携だって全然条例がないのにやったわけですよ。という事態なので、

今後に向けてきちっと、大月のプロポやるので急遽ではあったけれどきちんとやっておきたいと、あしたの夜でしたっけ、もう動き出そうとしている。だって今までもそうやってやってきたから、その流れでやっているわけですから。それを事前に議員に説明がないのかというのは筋が通りません。だって今までそれでやってきているわけですから。それはやっぱりよくない。バッテンだっていうんじゃないですよ、改善すべきだという説明を何度も聞きましたね。きちんと開かれた行政を目指し、透明性のある行政運営をし、しっかりした法令根拠のもとにやっていきたいと。そういう説明でしたから、そのためにきょうは全協でしたけど、本当は25日に、それでその日程については皆さんに時間を確保してもらっているのでやろうかという流れだと思います。

もう一つのキーワードは大月の事業です。大月といえば、私は前市長が出してきた案について、徹底的に全滅というかゼロにさせたというか、これは市民の皆様のおかげですけど言い出したのは私だったような気がします、そこまでその事業については、大月のあの事業については私は反対しました。市民の皆様も議会の皆様も、大月はこれからどういうふうに使っていくかというのは市にとっては物すごく大きな事業です。この大月の事業をみんなで作っていくと。その第一歩ですよ、今回のプロポを公募するというのは。その前にきちんと整備しておきたいと。

この2つのキーワードから整理しますと、プロポーザル事業の法的な根拠をつくっておく、そして大月事業でこれから、今までだってこれだけ大きい事業を市民と一緒に作ったってことないと思うんですよ、瑞穂市は。揺れに揺れたわけですから、提案した20億、10億をもゼロに、この議会の皆様、前の議員の皆様ですけど反対多数で潰したわけですから、行政にしてみたら潰されたという経緯があるわけですから、それをきちんとつくっていききたいと。

こういう大きい流れの中で、じゃあ1つずつ、物の考え方に大段落と小段落、中段落もあるんですけど、これしっかりネットでも調べると出てきます。ですから、市の行政の開かれた行政をつくる、透明性をつくる、しっかりした法令根拠もつくるといのは大段落ですよ。そういう大きい流れのもとに、もうあした案内が出ているとか、私も識見者についてはずうっと疑問に思っています。だから発言の、全部違うっていうんじゃないんですよ。全部おかしいっていうんじゃないですよ。その議論の全体が病膏盲に入る、大きい大段落の議論を全部どっかへやっちゃって中段落でもなく小段落だけの議論に終始すると、やっぱりそれはおかしい部分が出てくると思うんです。改革するというのはそういうときですもの。私も随分、議員の皆さんも御存じのように間違えてきたりしました。非難もされてきました。でも、走るときというのはやっぱりそういう部分もあるんです。でも、大段落のためだったら今後それは改善していけばいいと私は思います。

ということで、ちょっと整理させていただきました。それで小さい点についてはこれから走

りながら意見も出し、より改善してつくっていただくと。大段落としては、開かれた行政、透明性、大月について、それからプロポーザル事業についてみんなでつくっていくと。きちんとした法令根拠も示し皆さんの意見も入れていくという基本方針は私賛成ですので、以上の理由で賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第60号を採決いたします。

議案第60号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。

この件について質問をしたいと、61号に関して補正予算について質問したいと思っております。

7万2,000円の根拠を教えてください。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの堀議員の予算の歳出、体育施設費の報酬の7万2,000円、プロポーザル審査委員報酬の件でございます。これにつきましては、先ほど来御質問はいろいろございますが、3人の委員さんに対しての報酬ということで最大4回という予算枠を設けさせていただきまして7万2,000円ということでございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 最大で4回でという、その限定的な根拠というのは何なの、そうでし

よう。これに関して慎重にして云々するならば、4回ということの適正な判断というのはどこから出てきているの。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問でございます、日額6,000円になります。3名の方で4日なんですけれども4回なんですけれども、一番最初プロポーザルをやるということで業者にかけますよね。その委員さんが集まっておりますので、この仕様を固めるというのを1回目にやります。実際仕様が固まりました、公開します、募集をかけますで、第1次審査というのが文書で審査をします。それが第2回目になります。それから第3回目の会議がプレゼンテーションですね、プレゼンテーション審査が2次の審査になります。この3回をやったということです。その間に何かあるといけませんので、ごめんなさい、そういうことで一旦予備というのはふつり合いかもしれませんけれども、何かあるといけないということで1回だけ追加させていただいておる。基本的には3回でおさめるという計画でおりまして、4回を予算上はとらせていただいているという状況です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 余りにもしゃくし定規ではないか。第1回目はもうあずになっておるんでしょう、1回目。そしてあと2回で決めちゃって1回を予備で見ておるといんでしょう。こんな重要なことをそんな短期的なことでもいいの。実質的にこれ出てきて識見者とかいろいろ言っておられるけれども、本当にこのメンバーで、そんな簡単なことで決めていいの。だから、僕が言いたいのは、確かに7万2,000円で、3人で6,000円で云々で4回というのは計算上出てきているんだけど、そんな形で簡単に決められるような、これ案件かということをお願いしたいわけですよ。それはあの幼保一元化のときじゃないけれども、いろいろ反省材料とかいろいろされてるように、慎重にする場合に言えば、僕からすれば、予算づけからすれば7万2,000云々と、メンバー本当からいくとちょっとクエスションですけども、だからその辺のことも限定ありきなのか、それとも予備で1日よ、入れなきゃ3日でもう決めちゃうということよ。本当にそれでやって納得できるような形がとれるの。本来からすれば、出たときからいろいろなことすれば、この倍ぐらいでもいいわけでしょう。そのぐらいの慎重なことをやっておいて、委員会なりで全て示すべきと私は思うものですから、その辺のことをもう少し本当にいいのかどうか、問題で上がってこれ云々したらどういうふうに説明するのか、非常に危惧する問題を言ってるんですよ。だから、その辺で自信持って言えるの。答弁してみてください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今回はプロポーザルの業者選定ですので、まずは業者を選ぶということなんです。入札の中のプロポーザルの一部分を、プロポーザル方式によってどの業者さ

んが一番私ども市の思いを受けていただいているかという相方さんを決めるということです。決まったところが今度はやっていく実際絵を描いていってもらえるので、そこにまたどんな意思形成をしていくか、基本的には芝生の公園というのはあるんですけども、またどういう形で皆さんの声をとって意思形成を固めていくのかというのは時間がかかっていきますので、まずは業者さんを決めるというところがございますので、この4回でということでは何とか決められるとは理解しております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 一番肝心なところなのよ、業者選定なんていうのは。それに対して簡単なこれ答弁しているのよ。一番重要なことなんやよ。業者が選定されてしまえば、それに关していろいろなことが起きるのは当たり前ですけど、業者選定そのものが非常に重要なことなの。だから、今言うような形で言えば、選定委員でもそうだけれども、本当にいいのかどうか、あすに委員会を開くというんだけれども、それ自体だってもう少し慎重にしてすべきだと思うもんですから、これに賛成するならする方向でいきたいんだけれども、もう少し丁寧に物事を考えていくべきだ、そういう意味で言っているんですよ。だから、それに関してどういうものか答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） この大月の多目的広場につきましては、教育委員会部局だけではなくて企画とか都市整備とかいろんな部局が入って、どのようにプロポーザルを進めていくかということ協議しております。その協議の内容をおおむね詰めて会議を開く予定でおるわけですが、確かに4回で本当にできるかと言われると、また確定をしているわけではございませんので、その状況によっては慎重に進めていきたいということで、また皆さんに御無理を言うことがあるかもわかりませんが、とりあえずはということでお世話になりたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀君。

○13番（堀 武君） だからその辺のことで副市長が言われる、市長もうなずいておられるように、やはり業者選定というのはそんなに単純なことではだめだと思います。やはり時間をかけて、そして透明性のある形で業者を選定するには、やはり泥縄式な形ではだめですから、誰が見たってあなるほどというような形で業者を選定するわけでしょう。だから、その後の設計業者との中身云々にしたらそれは当然のことですけども、一番重要な業者選定に関しては慎重にやっていただきたい。

そういう意味でも、4回とか云々という限定をせずに、一応は予算なら予算で結構なことで

すけれども、やはりその辺のことを含めて、それで予算オーバーすればそれもやむを得んことだと僕はこれに関しては思うものですから、そのような形で進めていただきたいと、そうでないと納得できるようないいものはできないと。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第61号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について質疑をしたいというふうにあります。

これは7万2,000円の予算計上がされております。内訳等は先ほど執行部からもお話をされています。1回当たり1人に対して6,000円を支払うということでございます。これは報酬と申しますか、大まかに言いますと人件費だというふうにお話をされております。この6,000円については非常勤職員のところの項を活用してやるのか、別途日々雇用みたいなことあるんですけど、ああいう形でのこのお金の出し方なのか、ちょっと確認をしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例というのがございまして、附属機関については日額6,000円ということで決めてございますので、それに基づいて実施したいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと瑞穂市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中での適用と言われましたが、ずうっと見ておりますけれども何ページにあるんでしょうか、これね。回答をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） ちょっと持ってみるのはあれですけれども、かなり下のほうやと思っております。給食センター運営委員の下に瑞穂市附属機関設置条例に掲げる委員という項目があるかと思っておりますので、そのところを適用させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これを新たにつけ加えられたんやね。そういう意味ですね。違いますか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） この項目はこの附属機関設置条例をつくったときにここに入れてござ

いますので、附属機関として掲げた委員については、一応日額6,000円ということで全てここで適用させます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） わかりました。これは平成20年に条例第30号で条例は設定されているということで日額6,000円ということでわかりました。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

○14番（広瀬時男君） 判断しかねますので棄権させていただきます。

[14番 広瀬時男君 退場]

○議長（藤橋礼治君） これから議案第61号を採決いたします。

議案第61号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

[14番 広瀬時男君 入場・着席]

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後4時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年10月25日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 杉原 克巳

議員 若園 正博